

松江市告示第 430 号

松江市家族介護用品支給事業実施要綱（平成 18 年松江市告示第 192 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(支給上限) 第 4 条 この事業による介護用品の支給は、 1 <u>か</u> 月ごとに松江市が別に定める支給対象 品目一覧表の単価により <u>6,500 円</u> を上限と して行うものとする。	(支給上限) 第 4 条 この事業による介護用品の支給は、 1 <u>__</u> 月ごとに松江市が別に定める支給対象 品目一覧表の単価により <u>6,250 円</u> を上限と して行うものとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。